

東局総企4-5
東局課二消1-105
令和5年4月17日

東京国税局間税会連合会
会長 片岡 直公 殿

東京国税局総務部企画課長
田仲 正之
東京国税局課税第二部消費税課長
田中 健二

業務センターへの郵送等に関するお願いについて

税務行政につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京国税局では、令和3年7月から、専担部署（以下「業務センター」といいます。）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和8年の全署実施へ向けて、対象となる税務署（以下「対象署」といいます。）を順次拡大しております。

内部事務のセンター化の対象署については、申告書や申請書等は業務センターで処理することとしていることから、納税者や税理士の皆様には、申告書や申請書等を書面で提出する際には、業務センターに郵送していただくようお願いしております。

つきましては、貴連合会の会員の皆様に対して、別添「業務センターへの郵送等に関するお願い」について御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、所轄税務署から各单位会へ、同趣旨のお願いをさせていただきますので、御承知おきください。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和5年3月現在、令和5年7月10日以降）

都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
	令和5年3月現在	令和5年7月10日以降		
東京都	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	東京国税局業務センター	〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター
	-	<u>麹町</u> 、 <u>神田</u> 、 <u>日本橋</u> <u>京橋</u> 、 <u>杉並</u> 、 <u>荻窪</u>	<u>東京国税局業務センター</u> <u>大手町分室</u>	<u>令和5年7月10日から開設するセンターです。</u> <u>郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁</u> <u>ホームページにおいてご確認ください。</u>
	渋谷	渋谷	東京国税局業務センター 渋谷分室	〒150-8060 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター渋谷分室
	芝	芝	東京国税局業務センター 芝分室	〒108-8412 港区芝5丁目8番1号 東京国税局業務センター芝分室
	-	<u>足立</u> 、 <u>西新井</u> 、 <u>葛飾</u>	<u>東京国税局業務センター</u> <u>葛飾分室</u>	<u>令和5年7月10日から開設するセンターです。</u> <u>郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁</u> <u>ホームページにおいてご確認ください。</u>
	武蔵府中、日野	武蔵府中、日野	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター武蔵府中分室
	江東西、江東東	江東西、江東東	東京国税局業務センター 江東東分室	〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号 東京国税局業務センター江東東分室
山梨県	甲府、山梨、大月、鯉沢	甲府、山梨、大月、鯉沢	東京国税局業務センター 甲府分室	〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室
神奈川県	横浜中、保土ヶ谷、横浜南	<u>鶴見</u> 、横浜中、保土ヶ谷、横浜南	東京国税局業務センター 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木3丁目2番9号 東京国税局業務センター横浜南分室
	-	<u>川崎南</u> 、 <u>川崎北</u>	<u>東京国税局業務センター</u> <u>川崎南分室</u>	<u>令和5年7月10日から開設するセンターです。</u> <u>郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁</u> <u>ホームページにおいてご確認ください。</u>
	-	<u>平塚</u> 、 <u>藤沢</u>	<u>東京国税局業務センター</u> <u>平塚分室</u>	<u>令和5年7月10日から開設するセンターです。</u> <u>郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁</u> <u>ホームページにおいてご確認ください。</u>
千葉県	千葉東、千葉西、東金	千葉東、 <u>千葉南</u> 、千葉西、 <u>市川</u> <u>船橋</u> 、 <u>茂原</u> 、東金	東京国税局業務センター 千葉西分室	〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室

(注) 下線太字は、令和5年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。